

施設等利用給付 認定申請書(新1号(法第30条の4第1号) 認定用)

盛岡市長 様

以下のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望するので、法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。なお、幼稚園や特別支援学校幼稚部の預かり保育事業(※1)の利用に関する給付は希望しません。※1預かり保育事業には、幼稚園等が実施する預かり保育事業のほか、預かり保育事業が①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第30条の3において準用する法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な世帯情報や課税情報等の文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。また、盛岡市幼稚園等副食費補足給付金の支給事業の実施に当たって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が保有する学齢簿等を市が閲覧及び調査することがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定、施設等利用費の支給及び盛岡市幼稚園等副食費補足給付金の支給事業に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以下の枠内に必要事項を記入して下さい。

1 申請保護者及び申請子ども

申請日(書類提出日)				令和	年	月	日
申請保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄	居住地	〒		
	氏名			市内転入後の住所(現住所が市外の場合)	〒 盛岡市		
	生年月日	年 月 日	日中の連絡先(電話番号) * 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。				
	個人番号(マイナンバー)		①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	
申請子ども	フリガナ		生年月日	年 月 日	現住所(申請者と異なる場合のみ記載)		
	氏名		個人番号(マイナンバー)		〒		

2 利用施設

・利用(予定含む)する幼稚園、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

施設名称	所在地(市区町村名) ※市外に所在する場合のみ記入	認定希望日 (利用開始予定日)	令和	年	月	日

3 申請子どもの家庭の状況

・保護者、同居者、保護者と生計が同一の子(別世帯を含む)を全員記載して下さい。

	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
1			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
2			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
3			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
4			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
6			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

4 提出時の添付書類

【申請保護者のマイナンバーが確認(本人確認が)できる書類】

以下の①~③のうち、いずれか1つを添付して下さい。

① マイナンバーカード(表面と裏面の両方の写し)

② + 顔写真入りの身分証明書類1点(運転免許証、パスポートの写しなど)

③ + 顔写真なしの身分証明書類2点(健康・介護保険被保険者証、年金手帳の写しなど)

▶ マイナンバー確認書類は、次のア・イ・ウのいずれかとなります。

ア 個人番号が記載された住民票の写し

イ 住民票記載事項証明書の写し

ウ マイナンバー通知カードの写し(両面)

→ マイナンバー通知カードについては記載事項に変更がない場合、または令和2年5月25日までに変更手続がとられている場合のみ有効となります。

職員記入欄 ※申請者は記入不要です。

確認	月 日	入力	月 日	備考